

第1 監査の概要

1 準拠する基準

福岡県監査委員監査基準（令和2年監査公表第1号。以下「監査基準」という。）に準拠して、監査を実施した。

2 監査の種類

財務監査（随時監査）

監査基準第2条第1項第1号に規定するもののうち、必要があると認めるときに行う監査

3 監査の対象

(1) 監査対象機関：知事部局並びに企業局の出先機関及び警察本部関係機関19機関

(2) 監査対象期間：令和2年3月1日～令和2年10月27日

4 監査の着眼点

今回の監査は、旅費等9支出項目の財務に関する事務が適正に執行されているか、並びに、財務事務の管理は適正に行われているかに意を用いて実施した。

特に、支出理由となった事実の確認に主眼を置き、次の確認調査を実施した。

時間外勤務手当：時間外勤務実績と庁舎等の施錠等記録との照合確認

賃金及び給料（会計年度任用職員等）：任用された本人への面談等による任用事実の確認

その他需用費：物品納入業者に対する取引状況の確認及び耐久性のある需用品の現物確認

5 監査の実施内容

(1) 監査実施期間：令和2年9月9日～令和2年10月27日

監査対象機関ごとの監査実施日は、次のとおりである。

監査対象機関名		監査対象期間	監査実施日
総務部	公文書館	令和2年4月1日から 令和2年10月13日まで	令和2年10月13日
	職員研修所	令和2年4月1日から 令和2年10月7日まで	令和2年10月7日
	東福岡県税事務所	令和2年4月1日から 令和2年10月27日まで	令和2年10月27日
	筑紫県税事務所	令和2年4月1日から 令和2年10月22日まで	令和2年10月22日
	田川県税事務所	令和2年4月1日から 令和2年10月23日まで	令和2年10月23日
	飯塚・直方県税事務所	令和2年4月1日から 令和2年10月9日まで	令和2年10月9日
商工部	計量検定所	令和2年4月1日から 令和2年10月2日まで	令和2年10月2日
	工業技術センター機械電子研究所	令和2年3月1日から 令和2年9月9日まで	令和2年9月9日
企業局	矢部川発電事務所	令和2年4月1日から 令和2年10月14日まで	令和2年10月14日
	荻田事務所	令和2年4月1日から 令和2年10月21日まで	令和2年10月21日
警察本部	北九州市警察部	令和2年3月1日から 令和2年9月23日まで	令和2年9月23日
	中央警察署	令和2年4月1日から 令和2年10月20日まで	令和2年10月20日
	南警察署	令和2年4月1日から 令和2年10月6日まで	令和2年10月6日

監査対象機関名		監査対象期間	監査実施日
警察本部	糸 島 警 察 署	令和 2 年 3 月 1 日 から 令和 2 年 9 月 24 日 まで	令和 2 年 9 月 24 日
	小 倉 北 警 察 署	令和 2 年 3 月 1 日 から 令和 2 年 9 月 29 日 まで	令和 2 年 9 月 29 日
	行 橋 警 察 署	令和 2 年 4 月 1 日 から 令和 2 年 10 月 1 日 まで	令和 2 年 10 月 1 日
	田 川 警 察 署	令和 2 年 3 月 1 日 から 令和 2 年 9 月 11 日 まで	令和 2 年 9 月 11 日
	小 郡 警 察 署	令和 2 年 4 月 1 日 から 令和 2 年 10 月 8 日 まで	令和 2 年 10 月 8 日
	大 牟 田 警 察 署	令和 2 年 3 月 1 日 から 令和 2 年 9 月 30 日 まで	令和 2 年 9 月 30 日

(2) 主な調査項目

- ア 時間外勤務手当
- イ 賃金及び給料（会計年度任用職員等）
- ウ 旅費
- エ 交際費
- オ 食糧費
- カ その他需用費
- キ タクシー借上料
- ク 会場借上料
- ケ 備品購入費
- コ 財務事務の管理

第 2 監査の結果

第 1 のとおり監査した限りにおいて、適正に執行されていた。